

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する
規程を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 4 号

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部
を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程（平成23年大阪広
域水道企業団管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をしている職員の期末手当及び 勤勉手当の支給) 第 4 条 (略) 2 (略) ア 育児休業法第 2 条の規定により育 児休業をしていた期間及び<u>地方公務 員法（昭和25年法律第261号）第26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行 休業をしていた期間</u> イ・ウ (略) 3 (略)	(育児休業をしている職員の期末手当及び 勤勉手当の支給) 第 4 条 (略) 2 (略) ア 育児休業法第 2 条の規定により育 児休業をしていた期間 イ・ウ (略) 3 (略)

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。